

区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について

1 主旨

令和3年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じ、次のとおり「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の一部改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に意見聴取された。緊急に処理しなければならないが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月22日に決定し、回答したので報告する。

2 改正内容

「幼稚園教育職員の給与に関する条例」

| 項目 | 概要 | 施行年月日 |
|--|---|---------------|
| 特別給 (期末・勤勉手当) 【第27条第2項 及び第3項】 | 【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 現行4.6月から4.45月に引き下げ (0.15月分) 再任用職員は2.4月から2.35月に引き 下げ(0.05月分) 引き下げ分は、3月の期末手当より割振り | 改正条例の公布の 日 |
| | 令和4年度の期末手当の引き下げ分 (0.15月分)は、6月期で0.075月分、 12月期で0.075月分 再任用職員は6月期で0.025月分、12 月期で0.025月分 | 令和4年4月1日 |

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

| 項目 | 内容 | 施行年月日 |
|----------------------------|---|---------------|
| 特別給 (期末手当) 【第17条第2項】 | 【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 現行2.55月から2.4月に引き下げ (0.15月分) 引き下げ分は、3月の期末手当より割振り | 改正条例の公布の 日 |
| | 令和4年度の期末手当の引き下げ分(0.1 5月分)は、6月期で0.075月分、12月 期で0.075月分 | 令和4年4月1日 |

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

| 項 目 | 概 要 | 施行年月日 |
|---------------------------|---|-----------|
| 特別給 (期末手当) 【第4条第3項】 | 【特別区人事委員会勧告をうけて実施】 現行3.85月から3.7月に引き下げ (0.15月分) 引き下げ分は、3月の期末手当より割振り | 改正条例の公布の日 |
| | 令和4年度の期末手当の引き下げ分 (0.15月分)は、6月期で0.075月分、 12月期で0.075月分 | 令和4年4月1日 |

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 第1条による改正案（公布の日施行） | 改正前 |
|---|--|
| <p>（期末手当） 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> | <p>（期末手当） 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> |

| 第2条による改正案（令和4年4月1日施行） | 第1条による改正後の条例案 |
|---|--|
| <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p> | <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> |

議案第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 第1条による改正案（公布の日施行） | 改正前 |
|---|---|
| <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> | <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> |

| 第 2 条による改正案（令和 4 年 4 月 1 日施行） | 第 1 条による改正後の条例案 |
|---|--|
| <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3 月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6 月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年</p> | <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第 4 条及び第 5 条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3 月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6 月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> |
| <p>4 月 1 日から施行する。</p> | |

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 第1条による改正案 | 旧 |
|--|--|
| <p>第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。 (1)～(3)（省略）</p> | <p>第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。 (1)～(3)（省略）</p> |
| 第2条による改正案 | 第1条による改正後の条例案 |
| <p>第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の170.0</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175.0</u>を乗じて得た額とする。 (1)～(3)（省略） 附 則（令和 年 月 日条例第 号） この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 <u>(1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日</u> <u>(2) 第2条の規定 令和4年4月1日</u></p> | <p>第4条（省略） 2（省略） 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額とする。 (1)～(3)（省略）</p> |



3世総第520号
令和3年11月19日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
(1)幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(2)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(3)世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和3年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和3年11月22日（月）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 武井 内線2065

3世教総第257号
令和3年11月22日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

区議会提出議案に関する意見聴取について（令和3年11月19日付3世総第520号）により意見を求められた議案について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係
寺田 内線2654